

令和2年4月2日

保護者様

富士宮市立大富士小学校
校長 水越 史明

新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について（お知らせ）

新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について、文部科学省及び富士宮市の方針を踏まえ、下記の通り対応いたしますので確認をお願いいたします。

記

- 1 感染した児童生徒が、発熱や咳等の症状が出ている状態で登校していた場合
 - ・学校保健安全法第20条に基づき、臨時休業を速やかに行う。
 - ・臨時休業の規模および期間については、保健所等と十分相談する。
- 2 感染した児童生徒が、発熱や咳等の症状が出ていない状態で登校していた場合
 - ・臨時休業の必要性について保健所等と相談の上、判断する。
- 3 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合
 - ・各学校において、当該児童生徒に対し、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止とする。出席停止の措置を取る期間の基準は、濃厚接触をした日から起算して2週間とする。
 - ・臨時休業の必要性について保健所等と相談の上、判断する。
- 4 教職員が感染者及び濃厚接触者に特定された場合
 - ・上記と同様に、保健所等と相談の上、臨時休業を判断する。
- 5 その他
 - ・上記措置に対する問い合わせは、下記連絡先までご連絡ください。

問い合わせ先 教頭 高橋 清隆 電話 23-2816
